

企 画 競 争 説 明 書

平成30年度マイクロプラスチックを含む
海洋ごみに関するモニタリング手法の調和
等及び国内外の連携等に係る検討業務

環 境 省

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等
及び国内外の連携等に係る検討業務
企画書募集要領

1 総則

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添4「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

予算総額は、5,300万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画競争に係る説明会の開催

開催しない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

環境省大臣官房会計課契約第一係
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館24階）
TEL：03-3581-3351（内線6039） FAX：03-3593-8932

(2) 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

(3) 受付期間

平成30年4月27日（金）の12時まで（持参の場合は12時から13時までの間を除く。）

(4) 質問に対する質問に対する回答

平成30年4月27日（金）17時までにFAXにより行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添1）

① 企画書

② 経費内訳書

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成30年5月7日（月）17時

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

6（1）に同じ

③ 提出部数

ア（1）① 7部

イ（1）② 7部

ウ（1）③ 2部

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務に係る企画書等在中」と朱書きすること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

エ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、

態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

9 審査の実施

(1) 審査は、「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務 企画書等審査の手順」(別添2)及び「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務 企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。

(2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である環境省大臣官房会計課長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する(参考の契約書(案)を参照)。

◎添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書(案)

質問書

業 務 名	平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添1)

平成 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の
調和等及び国内外の連携等に係る検討業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書等の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

(担当者) 所属部署： 氏 名： TEL/FAX： E-mail：

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

水・大気環境局内に設置する「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 水・大気環境局総務課課長補佐
委員 水・大気環境局水環境課海洋環境室長
水・大気環境局水環境課海洋環境室長補佐
水・大気環境局水環境課海洋環境室長補佐
水・大気環境局水環境課海洋環境室係長
水・大気環境局水環境課海洋環境室主査

*委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等及び国内外の連携等に係る検討業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料3）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	20点満点	40点満点
・秀	5点	×2	×4	×8
・優	4点			
・良	3点			
・準良	2点			
・可	1点			
・不可	0点			

(2) (1)の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が最も多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数が同数の場合は、「優」の数が最も多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が最も多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告

し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

平成30年度マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するモニタリング手法の調和等
及び国内外の連携等に係る検討業務に関する企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点	
				小計		
業務に対する 理解度 (様式A)	海洋ごみ(とりわけマイクロプラスチック)の効果的な実態把握に向け、日本が主導して行うモニタリング手法の標準化及び調和に向けた必要な基本的認識、経緯、本業務の基本的な方針	海洋ごみ(とりわけマイクロプラスチック)の効果的な実態把握に向け、日本が主導して行うモニタリング手法の標準化及び調和に必要な基本的認識、モニタリング手法の標準化及び調和の取組の経緯、本業務で得られる成果が我が国の海洋ごみ対策の推進にどのように寄与するのかという観点を含めた本業務の基本的な方針の妥当性を評価する。	20			
実施方法等の 提案 (様式B)	調査	実海域におけるマイクロプラスチックのサンプリング誤差調査及び評価	調査手順が具体的で、マイクロプラスチックのサンプリング手法の違いによる結果のばらつきを把握し、その要因を分析して誤差評価するための手順として妥当であるかどうか、また、効果的・効率的であり、創造性があるかどうかを評価する。	40	150	
	計画	実海域におけるマイクロプラスチック分布の代表性等の評価等のための調査計画案の作成	提案された調査計画が具体的で、実際の海域におけるマイクロプラスチックの均一性及び代表性を評価するために妥当なものであるか、また、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	20		
	計画	海洋中マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する推奨ガイドライン(仮称)の作成等	提案された作成手順が具体的で、推奨ガイドライン(仮称)の作成に当たって妥当なものであるかどうか、また効果的・効率的であるかどうかを評価する。	10		
	会議	国際専門家会合準備ワーキンググループの開催	提案された考え方が具体的で、国際専門家会合準備ワーキンググループの開催に当たって妥当なものであるかどうか、また、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	10		
	会議	国際専門家会合の開催	提案された考え方が具体的で、国際専門家会合の開催に当たって妥当なものであるかどうか、また、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	20		
	調査	マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関する国内外の動向調査	提案された考え方が具体的で、マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関する国内外の動向調査に当たって妥当なものであるか、また、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	10		
	計画	マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するアジア地域を含む国際的な連携方策の検討	提案された検討手順が具体的で、マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するアジア地域を含む国際的な連携方策の検討に当たって妥当なものであるか、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	20		
	計画	海洋ごみの実態把握等に関する国内関係機関間の情報共有及び連携方策等の検討	提案された検討手順が具体的で、海洋ごみの実態把握等に関する国内関係機関間の検討に当たって妥当なものであるか、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	10		
	会議	マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するシンポジウムの開催計画案の作成	提案された考え方が具体的で、マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関するシンポジウムのコンセプト案及び計画案が妥当なものであるか、また、効果的・効率的であるかどうかを評価する。	10		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10			

管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	10	15
	専任性	手持ち業務量	平成30年5月 日現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5	
業務従事者 (様式D-2)		配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5	
業務実績 (様式E)		過去3年間における海洋ごみのモニタリング関係業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)		提案内容に対する価格の妥当性		5	10
		積算内訳の妥当性		5	
組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 (様式F)		ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証証明書(写)の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等(写)を添付すること。		5	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。 ○次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 ○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点		5	
合計					230

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	20点満点の場合	40点満点の場合
・秀	5点	} ×2	×4	×8
・優	4点			
・良	3点			
・準良	2点			
・可	1点			
・不可	0点			